

となっております、これを見ただけでも、保険税の大幅な値上げが、どれほど被保険者に負担となつてゐるかわかります。昭和六十年と比較してみますと、この三年間に保険税は一人当たり一万五千二百四十五円の大幅値上げとなつてゐます。この結果、減免世帯と現年分の滞納世帯は、被保険者全体の四一・四％となつてゐます。これを見ましても、保険税が被保険者にとって大きな負担となつてゐることは、一目瞭然です。

二点目は一般会計からの繰入金についてです。国保会計に占める繰入金は、昭和六十年から見てみますと、大幅な減となつてゐます。六十年一四・二％、六十一年一四・九％、六十二年一三・九％、六十三年当初で一二・一％、決算では一一・七％と、年々下がつてゐます。六十三年の繰入金を、六十一年度の一四・九％にした場合、繰入金は約三億四百六十九万六千円となります。ところが、六十三年度は繰入金をふやすどころか、二億四千万円の繰入金から一千四百三十二万円を減額してしまいました。これは、保険基盤安定制度ができたからということでした。これを理由に、繰入金は実質的に削減されたのです。この結果、繰入金の被保険者一人当たりの額は、当初では、二十六市中、十五位だったものが十八位と下がつてしまいました。

三点目に、その保険基盤安定制度についてです。国は法に定められた税の軽減額について、これまでは特別交付金で交付してゐました。これを保険基盤安定制度をつくり、国、都、市の共同負担としたのです。その結果、当市は、六十三年決算で五百七十三万円の負担増となりました。特に許せないのは、この保険基盤安定制度を導入した理由です。政府は国保の加入者が、近年、高齢化の進行により年金受給者を中心とする高齢者、無職者の増加などがあり、低所得者の加入割合が高まつてゐるので、保険税の負担能力の低い被保険者が多くなつてゐるので、市町村保険者の財政基盤の強化を図るために、この保険基盤安定制度を導入したのである。しかし、先ほども申し述べましたように、この制度ができて財政基盤の強化どころか、当市、保険者は、これまでよりも五％の負担増となり、額では五百七十三万円もの負担増となつたのです。

四点目は、都の国保会計運営への介入です。保険者は、それぞれの自治体の状況により、国保税を決め

てゐます。それを、都の指導で二十三区並みに、いわゆる都の意向に沿つた保険税にしなければペナルティーをかけるということを行つてゐます。これは、地方自治体の自治権の侵害でもあります。本六十三年度決算では、二百九十八万九千五百七十三円のペナルティーとなりました。市、保険者はペナルティーが怖いからなどの理由から、税の値上げを六十一年度より毎年続けてゐます。それでもペナルティーをかける、こんな不当なことは、断じて許してはならないと思ひます。

五項目は、国、政府の国民健康保険制度への無責任さであります。国保制度は、国保法の第一条、第二条に明らかにされてゐますように、保険給付を行う社会保険制度であるとされてゐます。昭和三十六年四月より国民皆保険制度となり、国保事業の国の責任が明確になってゐます。国保は、現在、国民の四千万人以上が加入しており、まさに日本の医療制度を支える土台の保険制度となっております。加入者の大半は、自営業者、農林漁業関係者などの人々ですが、無職という人の比率がふえてゐます。当然、所得の低い人々が大半です。そういう状況の中で、財政力の大変弱い保険制度となつてゐます。それなのに、国は、国保にお金は出したくない。どんなことがあつても、保険税を取り立てるといふ行政を進めてゐます。国は法に定められたものを、その国の責任を放棄してゐるいろいろな理由をつけて国保会計の国庫補助金を削減してゐます。

以上申し述べましたように、その根本原因は国にあるとしても、保険者である市が国・都の言いなりになり、保険税の値上げを行うことは、被保険者の生活を直接に圧迫してゐます。

そして、私は最後に、主人公である国民、市民の命と暮らしを守るために、国、都に対して、もっと積極的に強力に補助金の復活とペナルティーの廃止について働きかけることを要望いたします。それと同時に、被保険者の生活を圧迫する税の値上げは断じて行わない。このことを強く要望いたします。私の反対討論といたします。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君）

お許しを賜り、議案第九十一号 昭和六十三年福生市国民健康保険特別会計決算

認定について、賛成の立場から討論を行います。

本議案につきましては、ただいま委員長御報告のとおり、厚生委員会におきまして慎重審議の結果、多数をもって、認定すべきものとして可決されたのであります。国民健康保険は、ここ数年来、制度の内容が変わる中で、被保険者の高齢化等にかかわる医療費、及び関係諸経費等の増高が激しく、厳しい運営状況にありますことは周知の事実で、一般会計からの繰入金二億四千万円をもって運営されているのが実態であります。

まず、賛成の理由につきまして、当該年度において国保税の改正を行ったのであります。国庫支出金では国庫補助金のうち、財政調整交付金で保険料軽減交付金及び国民健康保険特別交付金の交付が廃止され、〇・六％の歳入減となりましたが、新たに保険基盤安定制度が昭和六十三年、平成元年の二カ年間の時限立法として創設され、一千四百三十二万六千円が交付されたのであります。また、都支出金については、財政調整補助金として財政不足額の二分の一の交付が四分の一に変更され、このために特別加算金が加算されたものの、総額において対前年比六・五％の歳入減額となったのであります。当市の国保加入状況は、全世帯に対して三八・三％で、都下二十六市中、上位より三位であり、全人口に対し三〇・八九％。同じく二十六市中、上位第一位で、この指標を見る限りにおいては、他市と比較して、まことに遜色のない加入率であります。被保険者人数平均では、二十六市中、二十四位であり、この意味するところは、収納率及び不能欠損に直接及ぼす影響度は、非常に大であります。福生市国保税の骨幹をなす応能負担分として資産割と、応益負担分として平等割の軽減を図り、限度額、所得割、均等割についての応分の見直しを行い、国保加入者の高齢化や医療技術の高度化等に基づく当該年度の主たる支出の保険給付費が、対前年比五・七％の増額決算の中での保険税の改正は、まことに適切なものと評価するものであります。

また、国庫支出金等について言及するならば、低所得者層に関する財政措置の強化として、保険基盤安定制度をさらに拡充し、公費助成を強化することにより、低所得者層の負担する保険料を補完し、過重となっている中堅所得者層の保険料負担軽減を図り、保険料負担の平準化と財政調整機能の強化を骨格とする新たな改正案が浮上しているやに聞き及んでおりますので、国庫支出金については、地方自治体の抱え

る国保事業に関する諸問題を解消し得る政府の改善政策を期待するものであります。

また、繰入金についてであります。市民の三〇・八九％が加入する国保事業は、特別会計として独立採算制度で執行されるべきであります。これにつきましては、福生市国保事業に關係する加入者を含め、医療機関、事務局、その他、關係者のたゆまざる運営努力をもってしても、なお生ずる財源不足の解消を図るための財政措置として、長年にわたり、他の市民の温かい理解に基づく一般会計からの繰入金を求めて運用されております。本来、でき得るならば、繰入金を求めずに運用できる福生市国民健康保険こそが望ましい姿であります。この金額は決して固定的、絶対額なものではないはずであります。繰入金を限りなくゼロに近づけようとする關係者各位のたゆまざる努力が、他の市民から、さらに福生市国保運営に對する理解と強力が深まるものと信ずるものであります。

今後とも国保事業の運用について、加入者の健康に對する自己管理と關係各機關の真剣な努力を要望して、昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計決算について、積極的に賛成の意を表し、討論を終わります。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第九十一号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第九十一号は、原案のとおり認定されました。

○議長（仲村清信君） 日程第四 議案第九十二号 昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第九十二号 昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について、委員会の審査報告を申し上げます。
なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

説明を省略して、直ちに質疑に入りました。

委員より、老人入院見舞い金制度を設ける必要があると思うがどうかとの質問に対し、老人医療制度はいろいろな角度から検討された結果として、一部負担金をいただくことになったもので、御了解をいただきたい。

また、委員より、老人保健特別会計の医療費の総額と患者の一部負担金及び各支払い基金の率はどうなっているかとの質問に対しまして、医療費の総額は現金と調剤を除いた現物給付であり、その総額は十一億九千九百七十四万一千四百六十四円、一部負担金の額は四千六百二十八万五千円、また、支払い基金の率は七〇・四％、国庫支出金は二〇・二三％、都が五・〇六％、市は五・九八％となっているという答弁がなされました。

さらにまた、委員より、現物給付と現金給付の内容について伺いたいとの質疑がなされまして、理事者より、昭和六十二年度までは事務報告書において現物のみを掲載したが、六十三年からは現物、現金の両方を一緒に掲載するようにした。現物給付は一般の診療、薬代、通院、入院等であり、現金給付は補装具、はり、接骨、看護といったようなものであるというような答弁がなされました。

審査中におきまして反対意見がございましたので、起立により採決いたしました結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会の決定どおり御承認いただきますようお願いを申し上げます、審査報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第九十二号 昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

本特別会計は、昭和五十八年二月に老人保健法が制定されたためにできた会計であります。老人保健法は、お年寄りの医療費を有料にして、医療費の抑制を図るためにできた法律であります。しかも、政府は老健法の改悪を行い、昭和六十二年一月より、お年寄りの医療費の一部負担金を大幅に値上げをしただけでなく、さらにお年寄りの医療の差別を行っています。それにもかかわらず、この特別会計には、お年寄りの負担する一部負担金は、どこにも明記されていません。一部負担金が、この特別会計のベースになっているにもかかわらず、明記されていないのは、全くおかしいことだと思います。

また、自民党政府は高齢化社会が進行するなどといって、来年度も老健法の大改悪を考えています。この大改悪で、国は国の負担を限りなくゼロに近づけようとしているのです。自民党政府の老健法の大改悪は、どんな理由をつけようとも、お年寄りが長生きをしたり、病気になることは迷惑この上ないものと考えらると思います。それは、高齢化社会を口実にした消費税の導入や老健法の制定を行い、老人医療費を有料化したことではっきりしています。本来ならば、これまで社会に貢献されてきたお年寄りの皆さんに、安心して老後を過ごしてもらうために、医療費の無料化はもちろん、老人福祉法の精神を生かした施策の充実を図るべきです。

以上申し述べましたように、この特別会計は、お年寄りの健康と暮らしを破壊するものであります。何よりも、お年寄りの命と暮らしを大切に考える私は、この決算認定に反対するものです。市長におかれま

しては、このような状況に置かれているお年寄りの命と暮らしを守るために、せめて入院されたときに利用できる老人入院見舞い金制度など、市独自の施策を充実していただきたいと強く要望いたしまして、私の反対討論といたします。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） お許しをいただきまして、議案第九十二号 昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計決算認定に関し、賛成討論を行います。

本議案につきましては、委員長報告のとおりで、厚生委員会において慎重審議の結果、多数決で可決されたものであります。当該年度決算の示すところは、前年度決算に比較して、歳出で一三・七％の増加であり、昭和六十二年の対前年比一一・九％の増よりさらに高い伸び率となったのであります。当該年度の福生市一般会計決算は、対前年比、歳出で三・六％の増で、この両者を比較しても、本特別会計の伸び率が極めて高い数値を示すものであり、本格的高齢化社会への突入を物語るものであります。今後、年を追ってますます増加する老人医療費対策として、昭和五十八年制定の老人保健医療制度の基本として、国民が公平に老人医療費を負担する法の精神にのっとり、市民自身も自助と連帯を基本に、適切な受益者負担をすることにより、行政と市民の役割分担を確認し実行することこそ、法の定めるところであり、常に求めてやまない老人医療体系の確立こそ、本格的高齢化社会のテーマであることを痛切に感ずるのであります。

本決算認定については、負担金額も無理のない範囲であり、老人保健法に定める理念が十分生かされて運営された本老人保健医療特別会計決算について、関係者それぞれの理解と努力に賛意を表明し、賛成討論とします。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第九十二号について起立により採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第九十二号は、原案のとおり認定されました。

○議長（仲村清信君） 日程第五 議案第九十三号 昭和六十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第九十三号 昭和六十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本件審査に当たりましては、理事者の説明を省略し質疑に入りました。

委員より、区画整理事業は最後はいつごろの予定なのか。

理事者より、これは加美平区画整理、福生東口区画整理の換地の清算金の事務が主な内容で、東口の区画整理については五十九年に終わったが、五名の方が清算徴収金を分割でということ、五年間徴収の猶予をしていたが、ことし六月をもってすべて徴収をした。したがって、区画整理会計も元年度をもって終了する予定である。それから、加美平の区画整理については、一名清算徴収金を払う方が、どうしても行方がわからず、徴収猶予をしていたが不納欠損とした。これは、五十四年に終了している。委員より、一名の方が徴収不納になって、最終的には不納欠損ということとで処理していくのか。それとも、もう不能欠損にしてしまったのか。また、全部の事業が終了すると、この特別会計の目的は完了されたので終了するのか。その後の処理の方法についてはいかにするのか。

理事者より、この一名の方については、国税徴収法によって五年間、そのことを行使しないことによっ

て不能欠損にすることができるので、既に不納欠損処分にした。また、この会計が終わった後の処置に残った繰越金については、一般会計の雑入に入れるということで、財政当局と措置について詰めをしてい
るとの答弁があり、その後、お図りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決
定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていた

○議長（仲村清信君）　以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第九十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十三号は、委員長の報告のとおり認定されました。

[illegible]

○議長（仲村清信君） 日程第六 議案第九十四号 昭和六十三年年度福生市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 野口秀世君登壇)

○建設委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第九十四号 昭和六十三年度福生市下水

道事業会計決算認定につきまして、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審查報告書) 別添參照

本件審査につきましては、理事者の説明を省略し質疑に入りました。

委員より、分担金及び負担金に西住宅周辺排水路維持管理負担金及び国庫支出金の中の下水道国庫負担金は、早く言えば、基地からの排水があるということである。六十二年度と比べると、今度の決算では、その半分程度になってしまっている。これは、国の方の方針でこういうことになったのだろうか、それについて、歯止めはどのようにしているか。

それから、使用料の収納が大幅にふえているのはどうしてなのか。

繰越金については、六十二年度は減額補正をしてきた。六十三年度は、非常に低く見積もって補正を多くして大体同じようになったが、これはどういう基準でこのように抑えたのか。

それから、市債の中に銀行関係のものが二億九千四百七十三万円ほどあるが、銀行が変わった時点でのように処理されるのかとの質問に、理事者より、西住宅排水路は事業が終わったので、これからの管理としては、体育館のわきにある樋管に、多摩川から土砂等がたまるための負担金が主なものであり、今回の工事では、羽村分の負担が一万二千百七十円、瑞穂町が二万六千四百五十円の合計の負担金をちょうどいいした。

次に、流域下水道防衛施設負担金の三百五十四万二千元については、市の水量と使用水量があるが、前年の福生市の比率は一七・六％に当たり、負担金としては二千十二万九千六百十九円に、一七・六％を掛けたものが三百五十四万二千元となる。

使用料については、昨年に比べて五千九百万円ほど多い。原因は基地水が多くなっているからである。繰越金については、特に理由はない。

縁故債は、現在、埼玉銀行で借りており今後も当然続くが、指定金融機関が変わるので、新しい借り入れについては検討しなければならないと思うとの答弁があり、委員より、不明水は、現在減っているのか

ふえてゐるのか。

それと、繰越金の配分の見積もりは、毎年同じぐらいではないかと考えるがどうか。

銀行の問題については、はじめをつけることが必要だろうと思うがどうかとの問いに、理事者より、不明水は、年平均で、六十三年度が二五・七％、六十二年度が一一・八％、六十一年度が二一・四％、六十年度が一二・一％であり、多摩川上流流域下水道の請求が四期に分けてあるが、かなり変動がある。一〇％はやむを得ないということが、計画の当初にあったようだ。

起債については、国の資金計画に基づいて繰越金として、埼玉銀行で年限、利率を定め議決を経てお借りしている。現在、借りているものについてはこのまま返済をする。これから出てくるものについては、はじめをつけるという考えである。

繰越金については、前年度の事業内容を見て決めている。

委員より、水洗の普及率が前年より〇・二％ふえた。そこで、都市下水路に流れ込む福生分について、何件ぐらい残っているのか。また、不明水については、上水道の場合は漏水を一生懸命チェックしているようであるが、逆に、余計なものが入るのをチェックするという制度があってもいいのではないか。

理事者より、市内で千四百世帯ほど下水道につながっていない件数があり、都市下水路区域の中に約百五十世帯ある。不明水については、管渠調査委託料を計上し、特殊カメラを中に入れて延長にして、約三千六百メートルの調査を行い、この調査結果としては、管と管の接合部分で多少モルタルに薄くヒビが入っていたものが主だった。調査箇所では、全般的に不明水が入るといふようなことは見受けられなかったが、不明水については、各市町村の流末で流量計で調べているが、故障したり食い違いが出たり、最終の東京都来ると、また違ってくるといふような、非常に難しい問題である。福生市では、単独で調査をしているが、汚水管が十何万キロもあり全部行えないので、逐次行っている。各市町村とも連携をとり、よい方法はないか、どうしたら一番いいのかということを検討していきたいとの答弁があり、委員より、下水路区域に百五十件、下水に接続していない件数があるということだが、都市下水路組合に行っても、とにかくきれいにしろ、早くつなげと言わなければならない立場上、では、自分のところはどうかと

いうふうになってはいけませんので、極力自分のところからきれいにしよう努力していただきたいとの要望があり、また委員より、水質検査について、SS、亜鉛等、基地の関係で非常に汚染されているが、これらに対して米軍側にどのような話をされているのか。

理事者より、水質としては大変よくなってきたと感じているが、さらに慎重に監視をし、出てきた場合、防衛庁を通じて文書で要請を出すとの答弁があり、委員より、米軍側にもっと協力してもらえないような体制をお願いしたいとの要望があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第九十四号 昭和六十三年度福生市下水道事業会計決算認定について、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

下水道事業会計においては、今日、全市に普及した中で見直さなければならぬ問題として、私は、再三にわたり横田基地の料金サービスのシステムを改善することを提案してまいりました。六十三年度決算におきまして、横田基地内住宅を一つの大口使用者とみなすならば、基地から二億二千二百六十万円の使用料を徴収できるのに、下水道使用料条例二条二項を適用し、市民並みの扱いをして個々の使用者とみ

なしているために、基地からの下水道料金は一億八千九百九十三万円しか徴収できず、その差額は三千二百十万円にもなっています。その一方で、市民の方は二条二項の適用になる件数は四十七件、減額分は二百三十二万八千円であります。この二条二項の適用で、最も恩恵を受けるのは米軍横田基地であり、市民の方は二条二項が現実になくとも、水道給水条例によって減額が適用になるものですから、何の障害もありません。現実に、当市のような二条二項の条例を置いているところは極めて少数でありますから、いかに福生市が基地サービスの姿勢をとっているか、はっきりとわかります。こうした点について、大胆にメスを入れていかなければならないと思うのでございます。

また、前年度から下の川の改修工事が始まりましたが、周辺の地域環境、緑や交通量の変化等に対する事前の調査などに、極めて配慮を欠いたまま工事を進行させていることなどの問題点を指摘いたしまして、簡単ではございますけれども、反対討論といたすものでございます。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者四番浜中輝夫君。

（四番 浜中輝夫君登壇）

○四番（浜中輝夫君） 御指名をいただきましたので、議案第九十四号 昭和六十三年度福生市下水道事業会計決算認定に当たり、賛成の立場から討論をいたします。

本市の公共下水道事業のうち、污水管の整備につきましては、既に完了を見ており、今後は雨水管の整備及び維持管理費の充実が望まれるところであります。さて、昭和六十三年度決算状況における歳入決算額は、前年度と比較し二億九千五百四十万円、一〇・一％の増となっております。内容といたしましては、特に下の川改修事業を初め雨水管の整備に伴い、国庫支出金及び市債が増額となったものであり、計画に基づき順調に雨水管の整備が進み、市民にとって快適な生活が図られていくものと確信するものであります。

次に、歳出決算額につきましては、前年度と比較し二億九千八百八十万円、一五・六％の増となっております。これも、下の川改修事業及び雨水管の整備事業の工事請負費が増額となったことが、主なものでございます。

経常的経費であります一般管理費では、職員一名が減となっております。経営面での努力が伺えます。また、維持管理費では、施設を適正に管理していくため、環境の整備及び調査が積極的に行われ経費の増大や事故防止に努めております。

以上申し述べましたが、本決算は努力と成果が認められました。今後、事業運営がより一層円滑に進められますようお願いいたします。私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第九十四号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第九十四号は、原案のとおり認定されました。

○議長（仲村清信君） 七時四十分まで休憩いたします。

午後七時 三十分 休憩

午後七時四十一分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七 議案第九十五号 昭和六十三年度福生市受託下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第九十五号 昭和六十三年度福生市受託下水道事業会計決算認定について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書)別添参照

本件審査に当たりましては、理事者の説明を省略し質疑に入りました。

委員より、基地の給水と排水の量を伺いたい。
理事者より、給水については基地の分は、年間一千九百七トンである。市内と同じく二月単位となっており、四月五月は百四十五トン。六月七月はゼロトン。八月九月はゼロトン。十月十一月が一千百一十トン。十二月一月がゼロトン。二月三月が六百五十一トンと月によってまちまちである。金額にすると、九百一十一万五千二百二十五円である。下水道も二月ごとの検針であり、六十三年度の二月三月が二十万五千一立方メートル。四月五月が二十五万三千六百七十一立方メートル。六月七月が二十六万七千三百六十三立方メートル。八月九月が二十六万一千二百九十九立方メートル。十月十一月が二十三万七千七百六十六立方メートル。十二月一月が二十二万九百七十四立方メートルで、合計百四十四万四千八百八十八立方メートルであった。

委員より、基地の使用する水と出す水に随分差がある。反対ということではないが、一番心配なのは、市の水を受給していて、足りなくなったから水道管をということでは敷設したが、余り使っていただけなので、基地の中でもさらに井戸を深く掘っているのではないかと思う。市の水源に影響が出ているかどうか伺いたい。理事者より、確かに基地の給水量と排水量の関係は大変差がある。本来的には、東京都の所管事務になり、東京都の水道局多摩対策本部にもお願いしている。地下水であるかはともかく、市民部経済課の公害係から、絶えず東京都の環境保全局に実態を調べてくれという要望をしている。東京都と防衛施設局で協議をしているが、なかなか基地の方から回答が出ていないというのが実態だと思う。今すぐには回答できないが、東京都と連絡をとりながら、横田防衛施設事務所、防衛施設局に要望をしていきたいと思う。水源の水位は、毎月調べており、ほとんど変わっていない。基地の使用についてはゼロの月もある。使用の場合は、必ず連絡がある。基地の井戸のくみ上げと市の井戸の水位との関係については、基地の方がわからないので不明であるとの答弁があり、委員より十二本の井戸のくみ上げの割合はどうか。理事者より、水源の取水については、年度当初に東京都の方から取水計画が提示され、四月から九月まで

は、いわゆる地下水は一万三千トンに抑えなさい。十月から三月は六千トンにしなさい。その中で、都水をミックスして給水していくということになっている。六十三年度は自己水が非常に多く、年間六三・三%を占めている。これは、東京都の送水管の八王子線というのが通っているが、六十三年度に立川線が入り、その工事をしているため、都の分水がとれなかったので自己水を多くとった。

委員より、残堀川の工事のために地下水を余計にくみ上げたという時期があったのではないか。そうすると、くみ上げ料は東京都である程度決められてしまうのかとの問いに、理事者より、残堀川の関係も事故水が多くなった原因となっている。用水路については、資源を大切にということから、なるべく抑えながらくんでいく方針を、東京都が出しており、それに沿って取水をしている。

委員より、井戸をくみ上げる場合、十二本の井戸から平均的にくみ上げるのか。理事者より、一日の中で、必ず十二本は使うが、これを絶えず同じ量というのではなく、特に十四水源等は、非常に多く取水できるので、十二本のうち二本使う。あるいは夜間には三本ぐらいにするとか、まんべんなく組み合わせる取水をしているとの答弁があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○議長（仲村清信君） 「異議なし」と呼ぶ者あり
御異議なしと認めます。よって議案第九十五号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（仲村清信君） 日程第八 陳情第一一十一号 「仮称多摩河原公園」内への車椅子用トイレ等の設置に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、陳情第一一十一号 「仮称多摩河原公園」内への車椅子用トイレ等の設置に関する陳情について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本件につきましては、九月の十四日に開きました建設委員会において、委員より、趣旨としては採択していただきたいが、河川敷であり公園内に車いす用のトイレが設置できるのかどうか理事者の考えを伺いたい。

理事者より、河川敷であり、車いす用のトイレをつくることは無理であろう。近くの田園広場公園に、平成二年につくる予定になっているとの答えがあり、委員より、陳情者の気持ちは十二分にわかるので、田園広場公園にトイレをつくるということで了解が得られるのか。理事者あるいは正副委員長で確認してもらってからということで、今回は継続審議に願いたいという希望があり、継続審議となっております。十一月一日の委員会において、委員より、前回の委員会での問題について陳情者に対し調整をしていたいただきたいとのお願いをした経過があったので、話し合いの経過をお願いしたい。

理事者より、代表者の西塔洋子さんという方はお勤めを始められてなかなかお会いできなかったが、陳情者の団体である思いっ切り遊べる公園をつくらう会の方とは再三お会いをしているし、その中で、今

回の多摩河原公園は河川敷であり、建設省の規制等の関係で無理なので、田園広場公園に車いす用のトイレをつくることにしている。それ以外にも、公園の入口の車どめが車いすに支障がないようにということも計画している旨を伝え、陳情の趣旨は、そういうことを考えていただければ十分ですというお話も、代表者の方から伺っており、団体の方が斎藤さんとも十分コンタクトをとっているということを確認しておりますとの話がありました。

委員より、九月の建設委員会の中では文章的な問題もあったようだが、ここで工事を発注しなければならぬということや、陳情者の側でも計画がよくわかっていなかったこともあるということも思うし、その辺も考え、今回全会一致でこの陳情書を採択していただけないかという意見があり、お諮りいたしました結果、審査報告書のとおり、意見を付して採択し執行機関に送付すべきものと決定した次第でございます。何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第一一十一号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって陳情第一一十一号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（仲村清信君） 日程第九 議案第百二号 福生市基本構想（第二期）の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をちょうだいいたしましたして、議案第百二号 福生市基本構想（第二期）の制定について、提案理由及びその内容の説明を申し上げます。

福生市のまちづくりとそのまちづくりを円滑に進めるための行財政の適正な執行を図りますため、昭和五十一年三月に、現在の基本構想が定められ、翌年五十二年三月には、この構想に基づきます基本計画が作成されました、福生市の総合計画として確立されたわけでございます。

それから十二年が経過いたしております、この間、昭和六十一年には基本計画部分につきまして、当面する要請についての所用の修正をいたしてまいりましたが、かねてから、御相談申し上げておりますように、現行総合計画の達成度の状況、あるいは時代の変遷と二十一世紀という新時代への対応、市民要望の変化、多様化などさまざまな要因が見られますところから、市制二十周年を迎えます平成二年を契機といたしまして、新しい総合計画の策定をいたしたいと考えておりまして、その主要部分でございします基本構想につきまして、地方自治法第二条第五項の規定に基づき、御提案を申し上げます。

今回、御提案をいたしました基本構想案は、新しい基本構想をいかにあるべきかを御審議をちょうだいするために、昨年九月に福生市基本構想審議会条例を定めまして、十八人の委員さんによります審議会が昨年十二月に発足し、以来本年八月までの間、十回にわたり御審議をいただきまとめましたところの答申を、全面的に尊重いたしましたして、基本構想案として提案いたしております。

それでは、提案の内容につきまして御説明申し上げます。

本案は六章から構成されております。

一ページから始まります第一章におきましては、策定の趣旨について述べております。

現行の総合計画は、昭和五十二年に定められましたが、この総合計画に基づく福生市のまちづくりは順

調に進み、比較的高い整備水準になっております。一方、この十年余りの年月の経過の間に、価値感の多様化が進み、高齢者人口の急激な増加、高度な技術革新のもとにふえ続ける情報と、それによる生活の変化など大きな流れが見られます。さらに、最近では国や東京都における計画の中で福生市の位置づけも十分ではありません。加えて、近隣の市町村でも、まちづくりを積極的に進めており、今後これらの都市間競争に、福生市が取り残されないような努力が必要となっております。このようなことから、これまでに培ってまいりました特徴を生かし、これからの時代に適応できる計画づくりが必要となっております。そのため、新たな発想のもとに総合計画の策定が必要だと考えるものでございます。

次に、四ページからの第二章におきましては、市づくりの基本理念につきまして述べております。

まちづくりはだれがするか。第一節は、市民によりますまちづくりを述べております。申し上げるまでもなく、まちづくりは市民各位、市議会並びに行政が一体となって進められるものでございまして、市民の皆様の主體的な参加が、ぜひとも必要であると考えております。第二節では、個性あるまちづくりについて述べております。

福生市には、誇りと魅力を持って語ることのできるまちとして、発展させる要素はいろいろとございます。例えば、交通や商工業の集積、消費生活の利便さ、文化や情報の接しやすさなど、これらの諸要素をどのように生かすかが愛着を感じ、住み続けたいという個性のある独自性のある特色のある、そして地域性のあるまちへと発展させる課題であると存じます。

続きまして、六ページ以下の第三章では、福生市の将来像としての都市像について述べております。福生市を将来どのような姿のまちにしたいかということと、福生市を輝くまちにしたいかというところでございまして、輝くまち福生をつくり上げていくために、アクティブ、すなわち行動的、クリエイティブ、すなわち創造的、チャレンジング、すなわち挑戦的という三つの言葉の頭文字をとりまして「ACC」を合い言葉として、まちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

生市を将来どのような姿のまちにしたいかということと、福生市を輝くまちにし